

半田市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第58条に規定する土地区画整理審議会委員の選挙について、法、土地区画整理法施行令及び施行規程に定めるもののほか、事務手続きの細目を定めるものである。

(選挙期日の公告)

第2条 委員の選挙を行う場合は、市長はあらかじめ選挙期日を定めて公告しなければならない。

2 選挙期日は、前項の公告の日から100日以内とし、公職選挙法（昭和25年法律100号）による選挙の日程と重複しないよう配慮する。

(選挙人名簿の作成)

第3条 半田市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則（平成2年12月12日規則第19号。以下「規則」という。）様式第1号による選挙人名簿は、選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日現在（以下「選挙人名簿作成基準日」という。）における施行地区内の宅地所有者及び借地権者（未成年、成年被後見人、被保佐人、外国人及び法人を含む）をもって作成する。

2 選挙人名簿は、宅地所有者の部及び借地権者の部に区分して作成する。宅地所有者の部には土地登記簿に所有者として登記されている者を記載する。借地権者の部には土地登記簿に借地権者として登記されている者及び法85条の規定による借地権申告をした者を記載する。

3 宅地所有者かつ借地権者である者は、宅地所有者の部及び借地権者の部双方に記載する。

4 共有又は共同借地（以下「共有等」という。）の場合は、共有者又は共同借地権者（以下「共有者等」という。）全員を記載する。代表者選任通知書（様式第1）が提出されている場合は、その旨を記載する。

(選挙人名簿の縦覧)

第4条 作成した選挙人名簿は、2週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合、あらかじめ縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告する。

- 2 縦覧時間は、水曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜日、日曜日、及び祭日も平日のとおりとする。水曜日は午前8時30分から午後7時15分までとする。

(選挙人名簿についての異議申出)

第5条 選挙人名簿作成基準日における宅地所有者又は借地権者は、選挙人名簿の記載に漏れ又は誤りがある場合は、選挙人名簿の縦覧期間内に異議申出(様式第2)をすることができる。

- 2 異議申出は、市長に文書で行う。郵便による申出は、縦覧期間内の消印があれば受理する。
- 3 選挙人名簿作成基準日における借地権者であっても、選挙人名簿作成基準日においてその登記又は法85条に定める借地権申告がない者は、異議の申出をすることができない。
- 4 共有等の場合は、代表者選任通知による代表者以外の共有者等は異議申出をすることができない。

(異議についての処理)

第6条 市長は、異議申出を受けた日から2週間以内にその当否を決定する。

- 2 市長は、申出を正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知(様式第3-1、様式第3-2)するとともに、併せて修正の内容を公告する。
- 3 市長は、申出が正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知(様式第3-3)する。

(選挙人名簿の確定)

第7条 市長は、選挙人名簿の縦覧期間中に異議申出がなかったとき、又はすべての異議について当否を決定したときは、その旨を公告する。選挙人名簿はこの公告のあった日に確定する。

- 2 前項の公告は、選挙期日の少なくとも20日前にしなければならない。
- 3 確定した選挙人名簿(以下「確定選挙人名簿」という。)は、いかなる事由があっても、加筆、抹消、訂正をしてはならない。選挙人名簿を補正する必要があるときは、名簿の余白に付箋を貼付して処理する。

(委員の数の公告)

第8条 前条第1項の公告をする場合には、併せて宅地所有者又は借地権者が当該選挙において選挙すべき委員及び予備委員の数を公告する。

2 宅地所有者及び借地権者がそれぞれのうちから各別に選挙する委員の数は、確定選挙人名簿に記載されている宅地所有者及び借地権者の数の割合におおむね比例するように定める。

(立候補届及び候補者推薦届)

第9条 確定選挙人名簿に記載された者(以下「選挙人」という。)は、選挙人名簿確定の日から10日以内に立候補届(様式第4)を市長に提出して候補者となり、又は権利の種別を同じくする他の選挙人の承諾(様式第5)を得て候補者推薦届(様式第6)を市長に提出してその選挙人を候補者とすることができる。

2 選挙人であっても、宅地所有者又は借地権者でなくなった者は、候補者となることができない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、被選挙権を有しない。

(1) 未成年者

(2) 成年被後見人又は被保佐人

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 候補者の氏名に屋号又は通称名を記載した立候補届又は候補者推薦届が提出されたときは、その者が確定選挙人名簿に記載された者と同一人であることを確認したうえで受理する。

(候補者の氏名等の公告)

第10条 市長は、立候補届及び候補者推薦届の受付期間を経過した日において、届出のあった候補者の氏名及び住所(法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地)を公告する。

2 候補者が選挙期日までに候補者辞退届(様式第7)を提出した場合又は候補者が死亡した場合、その他候補者の資格要件を欠くに至ったときは、その旨を掲示するなど適当な方法により選挙人に周知する。

3 届出のあった候補者の数が当該選挙において選挙すべき委員の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わないものとし、直ちにその旨を公告するとともに、選挙人に投票を行わない旨を通知(様式第8)する。

(選挙場等の決定)

第11条 市長は、選挙場、投票時間及び開票日時を定めて、選挙期日の少なくとも5日前にこれらの事項を公告するとともに、選挙人に対して規則様式第3号による選挙執行通知書を送付する。

2 共有者等で代表者選任通知の提出がない場合の前項の通知は、確定選挙人名簿における筆頭者に対して行う。

(選挙管理者)

第12条 市長は、投票及び開票に関する事務を担当させるため、その職員のうちから選挙管理者を任命する。

(立会人)

第13条 市長は、投票及び開票に立ち会わせるために、宅地所有者である選挙人2人及び借地権者である選挙人2人を立会人として、規則様式第2号により選任する。ただし、当該選挙が宅地所有者又は借地権者のいずれか一方についての選挙である場合は、その選挙における選挙人2人を選任する。

(選挙場の設備)

第14条 選挙管理者は、宅地所有者の投票と借地権者の投票を明確に区分して設備する。

2 選挙管理者は、選挙人が規則様式第4号による投票用紙に記載する際に他人がその投票を見る等の不正の手段が用いられないことがないよう、相当の設備をする。

3 選挙管理者は、選挙場の入り口又は選挙場内に、候補者の氏名及び選挙人心得、その他投票に必要な事項を掲示する。

(投票を行う者)

第15条 投票を行うことができるのは、確定選挙人名簿に記載されている者で、かつ選挙当日における施行地区内の宅地の所有者又は宅地について借地権を有する者である。

2 選挙人名簿に記載されている者であっても、選挙当日に選挙権を有しない者は投票することができない。

(投票の方法)

第16条 投票は無記名とし、投票を行う者が自ら選挙場におもむき、候補者1人の氏名を自書して投票しなければならない。代理投票、不在者投票は認められない。

2 法人が選挙人である場合は、法人が指定した者が投票する。この場合、指定を受けた者は規則様式第6号による法人選挙人投票者指定届に資格証明書及び印鑑証明書を添付して選挙管理者に提示する。

3 共有者等が選挙人である場合は、代表者選任通知に代表者として定められた者が投票する。代表者選任通知は、選挙当日においても受け付ける。

(投票者の確認)

第17条 選挙管理者は、選挙場に來た者に対して選挙執行通知書の提示を求め、確定選挙人名簿と照合して本人であることを確認のうえ、選挙執行通知書と引き換えに投票用紙を交付する。

2 選挙執行通知書を持参しなかった場合は、その理由を聞き、住所、氏名、生年月日、宅地の地番等により本人であることを確認のうえ投票用紙を交付する。

3 選挙場に來た者が本人であるかどうか疑わしいときは、選挙管理者は立会人の意見を聞いて投票させるか否かを決定する。この場合において、その者が明らかに本人でないと認められる場合のほか投票させなければならない。

4 選挙管理者は、投票させなかった場合はその理由及び立会人の意見を記載した調書を作成し、立会人の署名を求める。

(選挙場の秩序の維持)

第18条 選挙場において演説討論をし、若しくは騒ぎ、又は投票に関して協議若しくは勧誘をし、その他選挙場の秩序を乱す者がある場合は、選挙管理者はこれを制止し、その指示に従わないときは選挙場外に退出させることができる。

2 選挙管理者は、選挙場外に退出させた者について、選挙場の秩序を乱すおそれがないと認めるときは、投票させることができる。

(開票の場所及び日時)

第19条 開票は、選挙場においてさきに公告した開票日時に行う。

(開票の参観)

第20条 選挙管理者は、選挙人から開票の参観を求められたときは、選挙場の秩序を乱すおそれのない場合に限り、所定の場所で参観させることができる。

(投票の点検)

第21条 選挙管理者は、立会人の立会いのもとに投票を点検し、立会人の意見を聞いて投票の効力を決定する。

2 前項の決定に当たっては、次条第1項の規定に反しない限り、選挙人の意思が明らかであれば有効とする。

(無効投票)

第22条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 候補者の氏名を自書しないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 1投票用紙に2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- (4) 候補者の氏名のほか、他のことを記載したもの

ただし、候補者の職業、住所又は敬称の類を記載したものはこの限りでない。

- (5) 候補者の何人を記載したか確認しがたいもの
- (6) 所定の投票用紙を用いないもの

2 同一の氏名、氏又は名(法人の名称又は名称の一部を含む。)の候補者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は有効とし、当該候補者のその他の有効投票数に応じて按分してそれぞれ加算する。

(開票結果の報告)

第23条 開票作業が終了したときは、選挙管理者は、有効投票を得た者ごとにその得票数を計算し、直ちにその結果を市長に報告する。

(選挙録)

第24条 選挙管理者は、投票および開票に関する次第を記載した規則様式第12号による選挙録を作成して立会人とともにこれに署名し、前項の報告と併せて選挙録及び投票を市長に送付する。

(当選人の決定)

第25条 市長は、選挙管理者から選挙の結果について報告を受けたときは、直ちに有効投票を得た者ごとにその得票数を計算し、得票数の多いものから順次当選人及び予備委員を定めることができる。

2 得票数が同じである場合は、市長がくじで当選人を定める。

(無投票当選)

第26条 候補者の数が当該選挙において選挙すべき委員の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、市長はその選挙期日後直ちにその候補者をもって当選人と

定める。

(当選人の公告)

第27条 市長は、当選人及び予備委員を定めたときは、直ちに当選人及び予備委員の氏名及び住所を公告するとともに、当選人及び予備委員に当選及び決定の旨を規則様式第10号及び規則様式第11号により通知する。

2 当選人及び予備委員の当選及び決定の効力は、前項の公告のあった日から生ずる。

(当選人がないときの公告)

第28条 開票の結果当選人がないときは、市長は直ちにその旨を公告する。

(選挙録の保存)

第29条 市長は、選挙録に当選人の決定の次第を記載し、選挙録及び投票を当該選挙に係る委員の任期間保存しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1 (第3条)

選挙人名簿に関する代表者選任通知書

年 月 日に実施する知多都市計画 土地区画整理審議会委員選挙の
 選挙人名簿について、共有者又は共同借地権者の代表者を通知します。

代表者	住 所			
	生年月日		性別	
	氏 名			

共有者、共同借地権者又は借地権者	住 所			
	氏 名		生年月日	
	住 所			
	氏 名		生年月日	
	住 所			
	氏 名		生年月日	
	住 所			
	氏 名		生年月日	
	住 所			
	氏 名		生年月日	

半田市長

殿

選挙人名簿に関する異議申出書

年 月 日に実施する知多都市計画 土地区画整理審議会委員選挙の
選挙人名簿（宅地所有者（借地権者）の部）について、次のとおり記載の誤り（漏れ）がある
ので、異議を申し出ます。

- 1 誤り（漏れ）の部分
- 2 正誤
- 3 理由
- 4 添付書類

年 月 日

申出人 住所
氏名

半田市長

殿

様式第3-1（第6条）

（誤記訂正の場合）

番 号
年 月 日

（申出人）
住 所
氏 名

様

半田市長

印

選挙人名簿に関する異議の申出について（通知）

年 月 日に実施する知多都市計画 土地区画整理審議会委員選挙の選挙
人名簿について、年 月 日付けのあなたの異議申出を正当であると決定し、同名簿
（ の部）の一部を下記のとおり修正したので、土地区画整理法施行令第21条第4項の規
定により通知します。

記

[Blank box for note content]

を

[Blank box for note content]

に修正した。

（注）本文中（ の部）とあるのは、「宅地所有者の部」又は「借地権者の部」
である。

様式第3-2（第6条）

（抹消の場合）

			番	号
			年	月
			日	
(関係人)				
住所				
氏名	様			
		半田市長		印
選挙人名簿に関する異議の申出について（通知）				
年 月 日に実施する知多都市計画 土地区画整理審議会委員の選挙人名簿について、年 月 日付けの 市 町 丁目 番地 の異議申出を正当であると決定し、同名簿（ の部）の一部を下記のとおり修正したので、土地区画整理法施行令第21条第4項の規定により通知します。				
記				
を抹消した。				

（注）本文中（ の部）とあるのは、「宅地所有者の部」又は「借地権者の部」である。

様式第3-3（第6条）

（正当でない場合）

			番	号
			年	月
			日	
(申出人)				
住 所				
氏 名	様			
			半田市長	印
選挙人名簿に関する異議の申出について（通知）				
年 月 日に実施する知多都市計画 土地区画整理審議会委員選挙の選				
挙人名簿について、年 月 日付けのあなたの異議申出は、下記の理由により正当でない				
と決定したので、土地区画整理法施行令第21条第4項の規定により通知します。				
			記	
(理由)				

様式第4（第9条）

土地区画整理審議会委員立候補届

(ふりがな) 候補者氏名		性別		生年月日	年 月 日生(満 歳)
		職業			
住所					
選挙	年 月 日実施 知多都市計画		土地区画整理審議会委員		
	選挙				
候補者の種別	宅地所有者（借地権者）のうちから選挙される委員の候補者				

上記のとおり立候補します。

年 月 日

氏名

半田市長

殿

(注) 法人が候補者であるときは、「候補者氏名」及び「住所」はそれぞれ「候補者の名称」「主たる事務所の所在地」とする。

様式第5（第9条）

土地区画整理審議会委員候補者推薦届承諾書

年 月 日に実施する知多都市計画 土地区画整理審議会委員選挙において、宅地所有者（借地権者）のうちから選挙される委員の候補者になることを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

推薦者

様

様式第6（第9条）

土地区画整理審議会委員候補者推薦届

(ふりがな) 候補者氏名		性別		生年月日	年 月 日生(満 歳)
		職業			
住所					
選挙	年 月 日実施 知多都市計画		土地区画整理審議会委員		
選挙	選挙				
候補者の種別	宅地所有者（借地権者）のうちから選挙される委員の候補者				

上記のとおり候補者を推薦します。

年 月 日

推薦者 住 所

氏 名

(選挙権の種別 宅地所有者（借地権者）としての選挙権)

半田市長

殿

(注) 法人が候補者であるときは、「候補者氏名」及び「住所」はそれぞれ「候補者の名称」「主たる事務所の所在地」とする。

土地区画整理審議会委員候補者辞退届

年 月 日に実施する知多都市計画 土地区画整理審議会委員選挙にお
いて、 年 月 日付けで届け出た候補者となることを辞退します。

（理由）

年 月 日

候補者 住 所
氏 名

半田市長 殿

様式第8（第10条）

土地区画整理審議会委員選挙の投票を行わない旨の通知書

年 月 日に実施予定の知多都市計画 土地区画整理審議会委員選挙のうち、宅地所有者（借地権者）が選挙する委員の選挙については、届出のあった候補者の数が選挙すべき数を超えないので、投票を行いません。

年 月 日

半田市長

※問い合わせ先 半田市役所市街地整備課

住 所

電話番号

